

2026年1月1日

お取引先各位
(中小受託事業者、特定受託事業者殿)

 NYKT Marine Co., Ltd.
株式会社郵船商事マリン

支払方法等について

当社では「中小受託取引適正化法」ならびに「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の対象となる事業者様への「製造委託等代金の支払方法」を以下の通り定め、以下の通り通知いたしますので、ご承諾可否につきましてご連絡をお願いします。なお、ご連絡が無い場合はご承諾いただいたものと判断させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 支払期日：委託物／役務提供の受領日の月末日締切り翌月末日支払い
2. 支払方法：現金振込（振込手数料は弊社負担）
※) 支払期日が金融機関の休業日に当たる場合は前営業日にお支払いします。
3. 検査完了期日：委託物／役務提供の受領日から10日以内
4. 適用期間：2026年1月1日からの委託物／役務提供発注分から本内容に変更があり、新たに通知するまでの間（新たな通知書面による適用開始日の前日まで）
5. 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について
令和6年11月1日に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）につきまして、対象となる特定受託事業者様には法令に則って対応いたします。
6. 中小受託取引における電磁的記録の提供に関する留意事項について
取適法第3条第1項の書面の交付に代えて行うことができる電磁的記録の提供の方法により、弊社から受託事業者様へ、当該受託事業者様が普段からご使用されている電子計算機（パソコン等）へ電子メールにより提供（送信）或いは、当該受託事業者様が指定または提供するシステムに提供する場合があります。

以上